福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用について

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う**家族の負担軽減**を図るため、
医療保険の適用を超える**自宅利用**や医療保険の適用外となる**自宅以外での訪問看護**を提供する、
「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」を実施します。

利用対象者	医療的ケア児及びその家族　詳細な要件は裏面をご確認ください。
サービス内容	訪問看護事業者が医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの**訪問看護を、自宅**又は**自宅以外の場所**で利用することができます。 【サービス内容例】◆ 親戚、友人宅や外出先でおこなう訪問看護 ◆ 病院受診時の付き添い ◆ 図書館や博物館などへ出掛ける際の付き添い　など ◆ 自宅で利用する場合は、医療保険の適用を超える利用に限ります。 ◆ 訪問看護事業者がサービスを提供することができると判断した内容・場所であれば、制限はありません。 ◆ 看護を伴わない見守りは対象となりません。
利用可能時間	医療的ケア児一人につき年間**48**時間まで
サービス費用	本事業の利用にあたって、自己負担金はありません。 ◆ 本事業にかかった経費は、福岡市からサービスを提供した訪問看護事業者に支払います。 ◆ 交通費や外出先で発生する訪問看護以外の費用（施設の入場料など）については、訪問看護事業者から費用の負担を求められる場合がありますので、事前に訪問看護事業者にご確認ください。
利用までの流れ	利用登録の手続きは、登録事業者（訪問看護事業者）を通して行います。 ① 利用している訪問看護事業者が、本事業の登録事業所になっているか確認してください。 ② 訪問看護事業者から、申請に必要な書類を受け取ってください。 ③ 申請書類を記載し、訪問看護事業者へご提出ください。 （訪問看護事業者から福岡市へ提出されます。） ④ 福岡市から訪問看護事業者を経由して利用者へ登録決定通知書を送付します。 ⑤ 登録決定通知書を受け取ったら、訪問看護事業者と利用契約を締結してください。 ⑥ ⑤の利用契約締結後、本事業の利用が可能となります。

詳細は裏面をご覧ください

制度に関する問い合わせ先

〒810-8620　福岡市中央区天神一丁目8－1
福岡市役所　こども未来局　子育て支援部　こども発達支援課
TEL:092-711-4178　FAX:092-733-5718
メールアドレス:hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp
ホームページ:福岡市　医療的ケア児在宅レスパイト事業 で検索してください。
https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/shogaijishien/health/syogaij-sien/ikeaji-resupaito.html

アジアのリーダー都市へ FUKUOKA NEXT

1. 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業内容について

(1)利用対象者

利用対象者は、**医療的ケア児の家族**です。

◆「医療的ケア児」とは、次の要件の全てに該当するもの。

① 福岡市内に住所を有すること。
② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
③ 在宅で同居の障がい児等の保護者または障がい児等の介護を行うものによる介護を受けて生活していること。
④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

(2)サービスの内容

◆ 本事業に登録がある**訪問看護事業者が医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの訪問看護**(健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く)**を、年間48時間を限度として利用することができます。**

◆ 健康保険法では、自宅での利用が対象となりますが、本事業での利用は、訪問看護事業者が訪問看護を提供することができると判断した場所であれば、利用場所の制限はありません。

(3)費用

◆ 本事業の利用にあたって、自己負担金はありません。

◆ 本事業に要した経費は、市から訪問看護事業者に、1 時間あたり 7,500 円を、利用者の代わりに支払います。

※ 交通費や外出先で発生する訪問看護以外の費用(施設の入場料など)については、訪問看護事業者から費用の負担を求められる場合がありますので、事前に訪問看護事業者にご確認ください。

2. 利用の手続き

(1)申請前の確認	◆ 本事業の利用対象者(1.(1))に該当するか確認してください。 ◆ 現在利用している訪問看護事業者が、「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」の利用ができるか、訪問看護事業者に確認してください。
(2)申請に必要な書類	① 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請書 ② 訪問看護指示書の写し ③ 訪問看護事業者との現在の契約書の写し又は利用していることが分かる書類 ※ ①の「利用登録申請書」は、現在利用している訪問看護事業者(福岡市と委託契約を結んでいるもの)から入手してください。(福岡市のホームページからも入手できます。)
(3)申請書類の提出先	◆ 現在利用している訪問看護事業者に(2)申請に必要な書類を提出してください。 ◆ 申請書類は、訪問看護事業者を経由して、福岡市に提出されます。
(4)利用登録の決定	◆ 申請後、福岡市から「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書」を、現在利用している訪問看護事業者を経由して利用者へ送付します。 ◆ 決定通知の後、事業者と本事業の利用契約をしてください。
(5)サービスの利用	◆ 事前に利用場所等を訪問看護事業者ご確認ください。 ◆ (4)で送付した利用登録決定通知書に記載されている訪問看護事業者でなくても、本事業の登録事業者であれば、本事業のサービスを利用できます。 ◆ 複数の事業者で本事業を利用される場合は、利用される複数の事業者を、利用登録決定通知書に記載されている事業者にお伝えください。